

○鳥羽志勢広域連合行政不服審査関係手数料条例

〔平成28年2月29日〕
〔条例第2号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出書類の写しの交付等に係る手数料に関する事項について定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 手数料の種類及び金額は、次の表に定めるとおりとする。

手数料の種類	金 額
1 法第38条の規定に基づき審理員が行う書類の写しの交付等及び法第81条の機関が同条の規定により準用する法第78条の規定に基づき行う書面の写しの交付等手数料	(1) 1枚につき10円 (両面に印刷された場合にあっては、片面を1枚として算定する。)
(1) 白黒（日本工業規格A列3番以内）	(2) 1枚につき100円(同)
(2) カラー（同）	

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項に係る書類の交付等の際に納付しなければならない。ただし、連合長が指定するものについては、この限りでない。

（郵送料の徴収）

第4条 書類について、その者の求めにより郵送する場合は、その手数料のほか、郵送料を徴収する。

（手数料の減免）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、交付手数料を減免することができる。再交付の場合においても同様とする。

- (1) 公用で使用するとき。
- (2) 広域連合長が、特に必要があると認めたとき。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。